

浅口市公告第26号

公募型プロポーザル方式により、下記実施要領に基づき業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年12月13日

浅口市長 栗山 康彦

記

浅口市家庭・園・学校間連絡システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

現在、既にメール配信システムは導入しており、園・学校から保護者へのメールでの通知を行うことはできている。また、欠席連絡は電話で対応し、プリントも紙で配付している。保護者の利便性向上と教職員の業務効率化につなげるため、家庭と園・学校間の双方向の連絡を可能とするシステムを導入し、保育教育現場のDXを推進する。

2. 業務概要

(1) 業務名

浅口市家庭・園・学校間連絡システム導入業務

(2) 業務内容

別紙1「浅口市家庭・園・学校間連絡システム導入業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

システム導入業務：契約締結日から令和5年2月28日

システム運用：令和5年3月1日からテスト運用。

令和5年4月1日から本格運用。令和10年3月31日までの60ヶ月。

3. 提案上限価格

1,690千円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

※システム導入業務と令和5年3月1日から令和5年3月31日までのテスト運用に要する費用の合計であり、見積価格がこの金額を超える場合は、失格とする。

4. 事業者の選定方法

事業者の選定については、価格のみではなく、業務実績、専門性、技術力、企画力などを総合的に評価し、本市の求める事業内容に最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成19年浅口市告示第65号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱(平成18年浅口市告示第101号)に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定をうけているものを除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 令和4年度浅口市競争入札(見積)参加資格を有していること。

6. スケジュール

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 公告 | 令和4年12月13日(火) |
| (2) 質問期限 | 令和4年12月20日(火)17時まで |
| (3) 質問回答期限 | 令和4年12月27日(火)17時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和5年1月17日(火)17時まで |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和5年1月23日(月)予定 |
| (6) 審査結果通知 | 令和5年1月30日(月)予定 |
| (7) 契約締結 | 令和5年2月上旬頃予定 |

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類・部数
別紙2「企画提案書等提出書類一覧」に掲げる書類
- (2) 提出先
浅口市教育委員会事務局教育総務課
- (3) 提出方法
電子メールもしくは大容量ファイル送受信サービス

※電子メールの場合ファイルサイズが 8MB を超える場合は受信できない。

※市が利用している大容量ファイル送受信サーバ(Votiro-ASP)を利用する場合は、事前にご連絡ください。

(4) 提出期限

令和 5 年 1 月 17 日 (火) 17 時まで

(5) その他

提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めない。

8. 質問

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は以下のとおり質問を行うこと。

(1) 提出先

浅口市教育委員会事務局教育総務課

電子メール:kyoikusomu@city.asakuchi.lg.jp

(2) 質問方法

電子メールで質問表(様式第 6 号)を送付すること。

(3) 質問期限

令和 4 年 12 月 20 日 (火) 17 時まで

(4) 質問への回答

令和 4 年 12 月 27 日 (火) 17 時までに、当市ホームページに掲載する。

(5) その他

評価等に影響を及ぼす恐れのある質問については受け付けない。

また、質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

9. プレゼンテーション

(1) 実施日は令和 5 年 1 月 23 日 (月) を予定している。詳細は提案書提出後にメールします。

(2) 場所は浅口市中央公民館 2 階大講義室(岡山県浅口市鴨方町鴨方 2244-2)を予定している。

(3) プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」をもとに行うこと。

※企画提案書以外の資料や補足資料の配布等は認めない。

(4) プレゼンテーションの時間は準備 5 分、説明 20 分、質疑応答 10 分、片付け 5 分の合計 40 分以内とする。

(5) プレゼンテーションに必要な機器(パソコン等)は提案事業者が用意すること。

※スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル、延長コードは本市で用意する。

(6) プレゼンテーション出席者は、3 名以内とする。

(7) プレゼンテーションについては、公平性を確保するため非公開とする。

(8) プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

1 0. 審査方法及び評価基準

市職員で組織する審査委員会において、別紙 3「評価基準」の項目を総合的に審査・評価し、点数の合計が満点の 5 割以上であった者のうち最も高い提案者を優先交渉事業者として選定する。

なお、最高点の者が複数となった場合は、提案見積金額が最も安価な者を上位とし、この金額も同じ場合は審査委員会の採決により決定する。提案者が 1 者の場合も総評価点が満点の 5 割以上であれば有効とする。

1 1. 審査結果の通知

- (1) 審査の結果について、審査終了後すべての提案者に文書で通知する。
- (2) 審査の経過及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 2. 契約

審査の結果、優先交渉事業者と本業務仕様の契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し優先交渉事業者と契約が締結できない場合は、次点候補者と契約を行うものとする。

- (1) 優先交渉事業者と契約交渉が成立しない場合
- (2) 優先交渉事業者が契約の締結を辞退した場合
- (3) その他の理由により優先交渉事業者と契約の締結が不可能となった場合

1 3. 業務の範囲

本業務の範囲は、別紙 1「仕様書」を基本とするが、本市の判断により、契約締結時において、提案者が行った提案内容を追加、変更できるものとする。

1 4. 失格の要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書を提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (3) 上限価格を超えた見積もりを提出した場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと浅口市が認める場合

1 5. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。

- (2) 提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。
- (5) 提案書の著作権は提案事業者に帰属するが、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。ただし、提案事業者の承諾なく、他自治体などの外部機関への公開・配布はしない。
- (6) 参加申請書を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに参加辞退届(様式第7号)を提出すること。

16. 担当部署

保育園・幼稚園・こども園に関する内容

名称：教育委員会事務局 こども未来課

所在地：岡山県浅口市鴨方町鴨方 2244 番地 2

連絡先：電話 0865-44-7011 FAX 0865-44-7602

メールアドレス kodomomirai@city.asakuchi.lg.jp

小学校・中学校に関する内容

名称：教育委員会事務局 教育総務課

所在地：岡山県浅口市鴨方町鴨方 2244 番地 2

連絡先：電話 0865-44-7023 FAX 0865-44-7602

メールアドレス kyoikusomu@city.asakuchi.lg.jp